○経済産業省告示第七十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十二年経済産業省告示第八十四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、交流電流比校正装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第七十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十三年経済産業省告示第百六十四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定するものは、標準終端器群及びグラファイトカロリーメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第七十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十年経済産業省告示第五号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、線路が三・五ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が〇・一ギガヘルツ以上三十三ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの	光電検出器であって、波長が千三百十ナノメートル及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が九デシベル以上九十デシベル以下のもの
		標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
		光減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度がマイナス百八十九度のもの	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	レーザー干渉式振動測定装置又は振動加速度計であって、校正範囲が〇・一ヘルツ以上十キロヘルツ以下（一ヘルツ以上五キロヘルツ以下を除く）のもの	レーザー干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

○経済産業省告示第七十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十年経済産業省告示第百六号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	液体流量校正装置であって、校正範囲が〇・〇〇五立法メートル毎時以上〇・三立法メートル毎時未満のもの	液体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	石油用流量計であって、校正範囲が〇・一立法メートル毎時以上三立法メートル毎時未満のもの又は〇・〇二キログラム毎秒以上〇・六七キログラム毎秒未満のもの	石油用流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	同軸固定減衰器であって、校正範囲が六十デシベルを超え八十デシベル以下の場合において、周波数範囲が十メガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下のもの又は校正範囲が六十デシベル以下の場合において、周波数範囲が十メガヘルツ以上四十ギガヘルツ以下のもの	高周波減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であって、エネルギーが百四十四キロ電子ボルト、五百六十五キロ電子ボルト、五メガ電子ボルト又は十四・八メガ電子ボルトの場合において、校正範囲が千毎平方センチメートル以上千万毎平方センチメートル以下のもの	速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの